【規程番号　行法Ⅱ－004】

行吉学園人事評価会議規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）が行吉学園職員人事等級規程に基づく昇格及び人事考課制度を実施するにあたり設置する行吉学園人事評価会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項を審議する。

（１）行吉学園職員人事等級規程に基づく昇格の審査に関すること

（２）人事考課結果の調整に関すること

（３）目標管理制度における設定目標の判定及び達成した成果の評価に関すること

（４）前３号に掲げるもののほか、職員の人事評価に関して、理事長が必要と認めること

（組　織）

第３条　会議は、議長及び議員をもって構成する。

２　議長は、指定職にある者をもって充て、理事長が指名する。

３　議員は、指定職及び８級の等級にある者（相当の職に就く者を含む）とする。

（議長の職務）

第４条　議長は、会議を代表し、会務を総理する。

２　議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する議員がその職務を代理する。

（会　議）

第５条　会議は、議長が招集し、会議を運営する。

２　会議は、議員の３分の２以上の出席がなければ開催することができない。

３　審査及び調整等の審議は、出席議員の過半数で決するものとする。

（資料の提出）

第６条　会議は、人事考課結果等の審査、検証、調整等のために必要と認めるときは、当該職員の考課者に対して資料の提出を求めることができる。

２　考課者は、前項に規定する資料等の提出の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（審議結果等の申告）

第７条　議長は、第２条の規定により審議した内容や評価結果を理事長に上申する。

（会議の事務）

第８条　会議の事務は、総務課（総務人事担当）において処理する。

（補　則）

第９条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

（改　廃）

第10条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、令和５年６月21日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）